申込者各位

一般社団法人家畜改良事業団家畜改良技術研究所遺伝検査部

消費税率変更に伴う検査料の取り扱いについて(直接申込み)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当部の事業推進につきましては、日頃より種々ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、令和元年10月1日より実施予定の消費税率変更に伴い、下記のとおり、 検査料の取り扱いをさせていただきたく存じます。

何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1. 遺伝子型検査(ゲノミック評価を除く)の申込みについて、<u>令和元年9月17日(火)</u>までに遺伝検査部に申込書と試料が到着したものについては、現行検査料(消費税率8%)で取り扱う。
- 2. 令和元年9月18日(水)以降の到着であっても、令和元年9月30日(月) までに検査が終了し、検査成績報告書と請求書を発行できるものについては、 現行検査料(消費税率8%)で取り扱う。
- 3. その他、令和元年 10 月 1 日以降に検査成績報告書と請求書を発行するもの については、新検査料 (消費税率 10%) で取り扱う。

以上